

総 税 市 第 2 2 号  
平成 2 7 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 1 6 1 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）が平成 2 7 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 7 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからヲまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市町村民税、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税、平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税並びに平成 2 7 年度以後の年度分の都市計画税
- ロ 第 1 章 3 8 平成 2 8 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する地方団体の徴収金
- ハ 第 2 章 8（1）及び 5 2 平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ニ 第 2 章 1 2 平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市町村民税
- ホ 第 2 章 2 4 の 6 及び 2 4 の 7 平成 2 7 年 4 月 1 日以後に支出する地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金
- へ 第 2 章 2 5 平成 3 0 年度以後の年度分の個人の市町村民税
- ト 第 2 章 3 1 の 2 平成 2 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する場合
- チ 第 2 章 3 1 の 3 平成 2 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合
- リ 第 2 章 4 5（9）及び（10）、4 5 の 2（2）、4 5 の 4（7）及び（8）並びに

45の6(2) 地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第 号)の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税

ヌ 第2章56、56の2及び56の3 平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税

ル 第4章13 平成28年度分の軽自動車税

ヲ 第9章3(5)イ 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税